

## 京都市未来共創チーム会議開催要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するために市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画をいう。）の策定にあたり、その在り方や京都市総合計画審議会に提出する草案について議論する京都市未来共創チーム会議を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (役割)

第2条 京都市未来共創チーム会議は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 次期総合計画の内容の検討及び京都市総合計画審議会に提示する草案の議論
- (2) 計画策定後のまちづくりの実践につなげていくための方策の検討
- (3) 次期総合計画の普及・定着に係る広報戦略の提案及び実施

## (構成)

第3条 京都市未来共創チーム会議は、20人以内をもって構成する。

- 2 委員のうち、2名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験等のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が就任を依頼する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

## (特別委員)

第5条 京都市未来共創チーム会議に、次期総合計画の草案に関して、意見聴取、説明その他必要な協力をさせるため特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長が就任を依頼する。
- 3 特別委員は、必要に応じて次期総合計画の草案の議論の際に会議に参加する。
- 4 特別委員は次期総合計画の草案の議論が終了したときに、解任されるものとする。

## (招集)

第6条 京都市未来共創チーム会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 京都市未来共創チーム会議の庶務は、総合企画局都市経営戦略室において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、京都市未来共創チーム会議の運営に関し必要な事項は、都市経営戦略監が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。